平成２２年（フ）第９９９号
愛知県海部郡大治町大字西條字坂牧島９番地シティハイツ服部203号
債務者　池谷　喜代
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３号
愛知県豊橋市大岩町字北山６番地の1033
債務者　平野あい子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６９号
愛知県豊橋市西口町字元茶屋32番地１―106
債務者　河合　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７２号
愛知県豊川市市田町御所ケ谷津32番地　ヴィラいちだＣ棟201号
債務者　安部　秀幸
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５２号
岡山県倉敷市茶屋町2037番地
債務者　河瀬　絹代
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
埼玉県所沢市大字上安松733番地の10　ライフコート２―201
債務者　岡田　　聡
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８２号
埼玉県所沢市大字上安松733番地の10　ライフコート２―201
債務者　岡田　麻希
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５０号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原32番地５
債務者　滝田　康紀
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５４号
埼玉県坂戸市溝端町１番地　５―310
債務者　吉田　幸弘
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５６号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘584番地
債務者　本名　　貢
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６２号
埼玉県川越市大字木野目308番地５
債務者　岩井　純一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６３号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井319番地４森の里団地２―103
債務者　八巻まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６９号
埼玉県川越市稲荷町３番地６、前住所埼玉県川越市大字砂新田378番地47
債務者　丹羽　　強
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿2117番地44、前住所三重県南牟婁郡紀宝町井田2103番地61
債務者　生駒　和外
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第７４号
福島県いわき市常磐関船町古宿59番地
債務者　大津　夏代
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２４３号
埼玉県戸田市大字上戸田111番地の１　サンマンション戸田807号室
債務者　飯野和華子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番７―102号
債務者　友野　一成
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係